

御浜町会計年度任用職員 職種別詳細

【別紙】

募集番号	職種
I	保育士（単年度）
勤務条件・職務内容等	
任用期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
職務内容	勤務先（①認定こども園、②子育て支援室、③子ども家庭室）における保育士業務全般 ※保育業務に付随する業務（調理補助、事務補助等）をお願いする場合があります。
勤務日・勤務時間	（①認定こども園勤務の場合） ・1日7時間30分、4週8休制（土曜勤務有り） ・保育所の開所時間（7時間30分～18時30分）の間での交替制勤務 ※勤務シフト（月曜日～土曜日）は、原則として次のいずれかとなります。 なお、土曜日は4週間に2日程度までの勤務を予定しています。 A 午前 8時30分から午後5時00分まで（基本パターン） B 午前 7時20分から午後3時50分まで（早出） C 午前10時00分から午後6時30分まで（遅出） ※勤務時間は相談の上、変更となることがあります。 （②子育て支援室、③子ども家庭室勤務の場合） ・月曜日から金曜日まで 5日勤務 ・午前8時45分から午後5時15分まで
勤務地	①御浜町内認定こども園、②子育て支援室、③役場本庁子ども家庭室のいずれか
休日等	・週休日 毎週日曜日及び別に定める週休日（4週あたり4日間） ・休日 国民の祝日に関する法律に規定する休日 年末年始（12月29日～1月3日） ※休日勤務・時間外勤務（週休日以外の土曜日勤務含む。）となる場合があります。
報酬等	1. 報酬日額 11,483円 ※在職年数に応じて加算されることがあります。 ※報酬日額は任用までの間に改定されることがあります。 ※時間外勤務、休日勤務等の報酬を関係例規に基づき支給します。 2. 費用弁償 通勤及び旅費にかかる費用を関係例規に基づき支給 3. 手当 期末・勤勉手当を関係例規に基づき支給要件に該当する場合に支給
その他	その他の勤務条件、サービス等は関係例規による
所管課等	健康福祉課

御浜町会計年度任用職員 基本要項

【別表・裏面】

応募資格	
①地方公務員法第16条（欠格条項）のいずれも該当しないこと ②保育士資格を有する人	
休暇の種類	
年次有給休暇	任用継続年数に応じて年度当初に付与 最大20日間繰越可
特別休暇	有給 結婚休暇、忌引休暇、夏季休暇、私傷病、官公署出頭、公民権行使、災害による現住居の滅失等、災害による出勤困難など
	無給 公務上の疾病、骨髄等ドナー、子の看護、短期介護、保育時間など
介護休暇及び介護時間	介護休暇（無給）、介護時間（無給）あり
社会保険（健康保険、厚生年金、雇用保険）	
健康保険、厚生年金保険法及び雇用保険法の定めるところにより、それぞれ加入。 下記①～④に該当する場合は、加入対象となります。 ①週の所定労働時間が20時間以上あること ②雇用期間が2月以上見込まれること ③報酬の額が月額8.8万以上であること ④学生でないこと	
身分	
①一般職の地方公務員（非常勤） ②身分については、一般職の地方公務員（非常勤）で、地方公務員法の服務及び懲戒に関する規定（服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限など）が適用されます。	
労災保険	
地方公務員災害補償法、労働者災害補償法、または議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（御浜町条例）のいずれかが適用	